

### 本会議における

## 議案案質疑

【質疑をした会派名】

今定例会では延べ22名の議員が質疑をしました。

市が提出した議案の内容、提案の理由等について、疑問点や不明な点を明らかにするためにを行います。こちらには、それぞれの議案に対する質疑の一部を要約し、掲載しています。

採決の際、討論を行った議案は、「討論あり」と表示し、8〜9ページに掲載しています。

### 議案第73号

## 個人情報保護に関する法律施行条例

【無所属】

討論あり

**問**新たな個人情報保護制度を構築する上での基本的な考え方を伺う。

**答**改正個人情報保護法の目的は全国的な共通ルールを規定することであるため、法に則した対応をしていくことを基本的な姿勢とするものである。

**問**パブリック・コメントの実施について伺う。

**答**制定する条例は、個人情報保護法の施行に当たり必要な事項を定めるものであるため、パブリック・コメントの対象とはならず実施はしていない。

**問**死者の情報の保護に関して、今後の運用についての考えを伺う。

**答**個人情報保護法では、死者に関する情報は同法の適用対象外となる。今後の運用については、国・県や他市の状況などを情報収集し、適正な取り扱いができるように検討していく。

.....

**問**市民は、市が取り扱う個人情報ができるのか知ることができるか。

**答**市は、個人情報を含む情報の集合物である個人

情報ファイルについて、その名称、利用目的等を個人情報ファイル簿に記入し、公表している。市民は、この個人情報ファイル簿を閲覧することで、市の個人情報の取り扱い状況を確認できる。

**問**全職員が個人情報の取り扱いを熟知すべき。研修等はどのように行うか。

**答**新しい条例制定後も今まで通り個人情報を適切に扱うべき。市の考えは、個人情報保護を適切に取り扱うことの重要性は変わらない。引き続き、適正な制度の運用に努める。

### 議案第75号

## 情報公開・個人情報保護審議会条例

【無所属】

**問**審議会委員の構成について伺う。

**答**大学教授、市内関係団体からの推薦、公募市民の10名で構成され、法律の専門家から公募市民まで幅広い意見を反映できる委員構成となっている。

**問**審議会の審議事項について伺う。

**答**情報公開制度の重要事項、議案第73号の川越市個人情報保護に関する法律施行条例第4条により諮問された事項、市長が必要と認める事項の3点が審議事項となる。

**問**個人情報保護制度についての資料の配布や説明会等の研修を行い、円滑な制度実施を図りたい。

**答**新しい条例制定後も今まで通り個人情報を適切に扱うべき。市の考えは、個人情報保護を適切に取り扱うことの重要性は変わらない。引き続き、適正な制度の運用に努める。

**問**新しい条例制定後も今まで通り個人情報を適切に扱うべき。市の考えは、個人情報保護を適切に取り扱うことの重要性は変わらない。引き続き、適正な制度の運用に努める。

**問**審議会の役割について伺う。

**答**審議会を設置し、有識者や市民の立場から幅広い意見を聴取することは、適正な情報公開制度および個人情報保護制度を運用していく上で、重要な役割を果たすものである。

### 議案第76号

## 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正

【無所属】

**問**条例改正の内容を伺う。

**答**職員の一部の給料月額を引き上げるとともに、勤労手当の年間支給月数を0・1月分引き上げる。

**問**給与改定で給料月額または報酬額が引き上げられる会計年度任用職員の数は。

**答**フルタイム会計年度任用職員は311人、パートタイム会計年度任用職員は1031人である。

**問**会計年度任用職員には勤労手当が支給されないため正規職員と同様の引き上げがなく問題である。今後の考えを伺う。

**答**市地方からの提案等に関する対応方針案において、今後、会計年度任用職員の勤労手当の支給について検討を行い、令和4年度中に結論を得ること、また、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨が示されているので、今後の状況に注視していく。

**問**会計年度任用職員以外の職員で、どのような職員が、給料月額の引き上げとなるのか伺う。

**答**正規職員が該当する。令和4年の人事院勧告における俸給月額の引き上げが初任給および若年層に重点を置いたものであることから、採用後10年程度までの職員を中心とした給料月額の引き上げとなっている。

**問**人事院勧告の内容に準じて一部の職員に係るものとなっているが、給料月額の引き上げの対象者の拡大は考えなかったのか伺う。

**答**職員の給与改定は、均衡の原則に基づき、民間準拠を基本とした人事院勧告を基本として実施しているものであるため、給料月額の引き上げの対象者を拡大することは困難なものと認識している。



.....